

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年5月1日（平成29年（行情）諮問第170号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第214号）

事件名：障害児の事故報告書（学校における事故 H28年度）（特定課に対する開示請求）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「障害児の事故報告書（学校における事故 H28年度）（特定課に対する開示請求）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年2月23日付け28受文科初第2490号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

##### （2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、以下に掲げる文書についてなされたものである。

- 障害児の事故報告書（学校における事故 H28年度）（特定課に対する開示請求）

本請求に係る文書は、保有しておらず、作成していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、以下の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

#### 【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

#### 2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）では、上述のとおり文書を保有・作成してい

ないため、該当する行政文書が存在しないことが明らかとなった。

その後、念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

#### <本開示請求経緯>

平成29年1月23日 開示請求受付

平成29年2月23日 不開示決定

#### 3 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年5月1日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年7月10日 審議

④ 同年9月4日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定課は、障害のある児童生徒に対する教育に関する事務を所掌しているが、都道府県教育委員会等に対し、学校における障害児の事故についての特定課への報告は求めておらず、また、実際に都道府県教育委員会等から、障害児の事故についての報告を受けていない。

イ 文部科学省では、他課において、学校における児童生徒の死亡事故についての報告を求めており、障害のある児童生徒が死亡した場合も、特定課ではなく他課に報告されるが、都道府県教育委員会等から他課に提出された事故報告書の写しが特定課に情報共有されることがある。

しかしながら、特定課は、単に情報提供を受けるのみで、事故に係る対応は必要に応じて他課が採るため、事故報告書の写しを特定課

が保存する義務はなく、現に保存していない。

ウ 以上のとおり、特定課においては、障害児の事故報告書は保有していない。

エ 本件開示請求を受けて、念のため、特定課内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 文部科学省特定課においては、障害児の事故報告書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、特定課において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省特定課において、本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司